

○森林整備の際に発生する林地未利用材の利用について

1. 情報発信目的

間伐は、林分がうっ閉し林木相互間に競合が生じてきた人工林の密度を調節し、残存木の健全な育成を促進させることにより、林分の健全性の維持、直径成長の増大、地力の維持増進、木材の有効利用等を図るために実施しますが、小径木主体の人工林については、木材としての利用が見込めないことから、切り捨ての保育間伐を行い林内に整理してきました。また、森林整備のために必要な林道工事等で支障となった伐採木も、林道脇等に整理してきました。

しかし、近年は木質バイオマスエネルギー利用の高まりを受け、従来は切り捨て放置されてきた林地未利用材の有効利用が求められています。

そのため、本情報提供では、林地未利用材の発生量や位置等の情報を公開し、地域の燃料用チップなどの生産者や、木質バイオマスエネルギー利用施設などへ情報を提供することにより、未利用資源の有効利用を図りながら木質バイオマスの利用促進に繋げることを目的としています。

2. 林地未利用材の内容

国有林内で森林整備を目的に、間伐された伐採木、及び林道工事等で支障となった伐採木等です。

3. 林地未利用材発生情報の利用方法の具体的な流れ

○販売方法：林地未利用材の販売方法は、一般競争入札となります。

購入を希望する方は、一般競争入札に参加してください。なお、国有林内に入林するには、事前に入林手続きが必要になりますので、該当森林管理署等へ連絡してください。

[「国有林への入林を希望する皆様へ」](#)

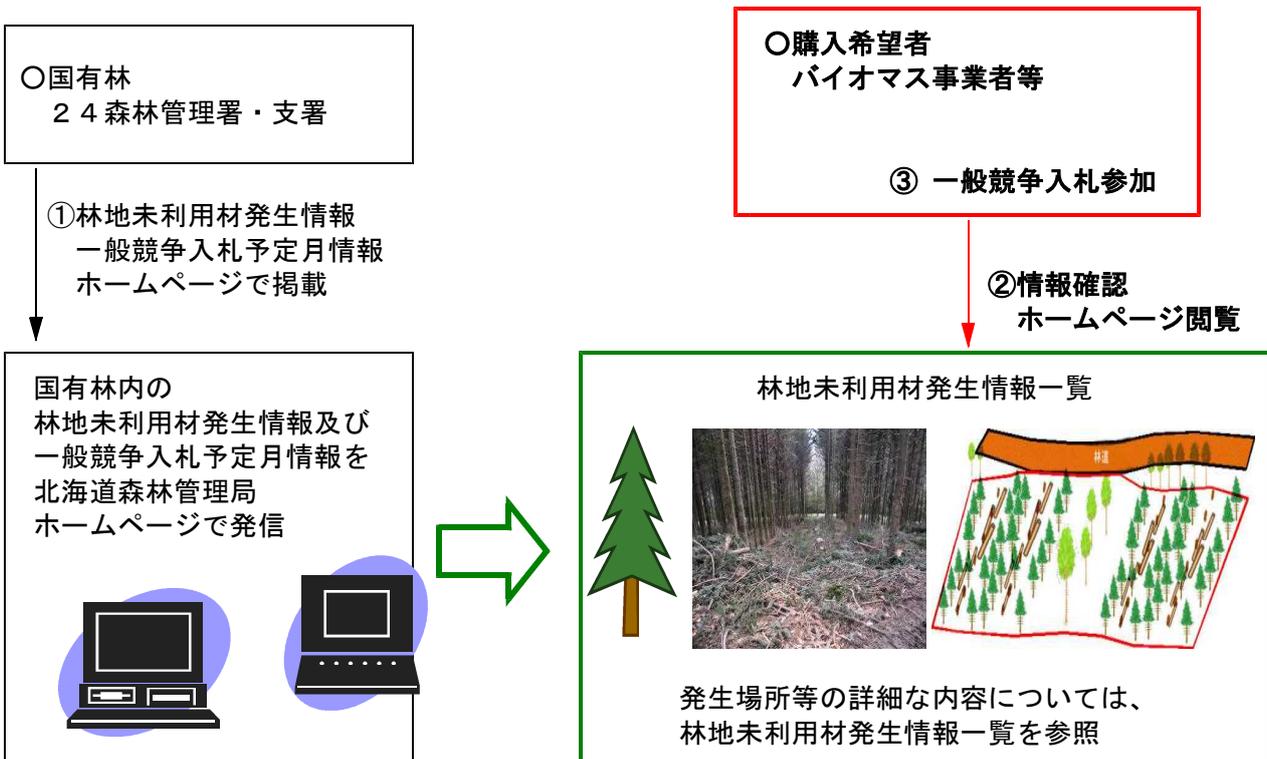
○情報発信：当情報は、林地未利用材発生情報となります。

一般競争入札予定月が決定すると、予定月が掲載されます。

一般競争入札の公売公告が開始されると、北海道森林管理局ホームページの[国有林野産物の公売公告及び結果\(バイオマス・その他の部\)](#)に、入札日時、入札参加資格、売買契約書(案)等、一般競争入札の詳細な情報が掲載されますので、確認して下さい。

「木質バイオマス発生情報提供」の概要図

～ 林地未利用材発生情報 ～



なお、ご不明な点やご質問等がありましたら、どうぞお気軽に各森林管理署・支署にお尋ねください。